

平成 25 年 8 月 28 日

新水道ビジョン推進協議会開催要領

(1) 目的

平成 25 年 3 月に策定した「新水道ビジョン」に示された各種方策を推進するため、方策の実施主体となる関係者が実施状況を共有し、密接に連携するための枠組みとして、「新水道ビジョン推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(2) 推進協議会の活動内容

- 新水道ビジョンに基づく国の取り組み等をロードマップとして示し、推進協議会において、その方向性を確認しつつ、それぞれの取り組みのタイミング等の観点から効率的に行えるよう、推進協議会メンバー間の情報交換を行う。
- 推進協議会参画団体における取り組みの状況に関する情報を提供してもらうなど、上記と同様に取り組みが効率的に推進されるよう情報交換を行う。
- 新水道ビジョンに関係した先進的な取り組みの事例・情報について、推進協議会メンバーからの提供、外部の関係者からのヒアリング等により収集し、ウェブサイトで紹介するなど、広く効率的に情報共有し、関係者との連携を図る。(例えば、水道課ウェブサイトにおいて推進協議会の情報を継続的に掲載するなど。)
- 関係者による取り組みの実施状況を共有するとともに、実施に際しての課題について横断的に共有し、先進的な事例・情報等を参考としつつ、その解決に資する協力体制や解決策を検討する。

(3) 推進協議会の開催

推進協議会は、適切な時期に会議を開催する。各年度における開催予定は別途スケジュールを設定する。

(4) 推進協議会の構成

推進協議会のメンバーは、各参画団体(別表 1 のとおり)、学識者等で構成する。

(5) 事務局

事務局は、厚生労働省健康局水道課が担当する。

(6) 会議の進行等

会議の進行は、事務局が行う。なお、会議の円滑な進行を図るため、構成メンバーから議長を選任することがある。

(7) 推進協議会参画団体の変更

新水道ビジョンの推進にあたって、適宜、推進協議会において協議のうえ、参画団体を変更することがある。変更する場合は、事務局が、別途参画団体等に連絡する。

(8) 費用負担

会議等の開催に関して必要となる諸経費は、原則、各参画団体の自己負担とする。

別表 1

【推進協議会の参画団体】（平成28年3月現在）

- ・ 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課
- ・ (公財) 給水工事技術振興財団
- ・ 国立保健医療科学院
- ・ (一社) 水道運営管理協会
- ・ (公財) 水道技術研究センター
- ・ 全国簡易水道協議会
- ・ (一社) 全国給水衛生検査協会
- ・ 全国管工事業協同組合連合会
- ・ (公社) 日本水道協会
- ・ (一社) 日本水道工業団体連合会

(※) 上記参画団体のほか、学識者等による参画、協力を求める。